

中間監査基準の改訂について（抄）

平成 14 年 12 月 6 日
企業会計審議会

三 主な改訂点

4 継続企業の前提

継続企業の前提に関しては、中間財務諸表に注記を求めることとし、年度監査に準じて中間監査における対処を求めることとした。すなわち、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合には、当中間会計期間末までの状況の変化を検討することを求めるとともに、当中間会計期間に発生したものについては、基本的に年度監査における対処と同様の対応を求めることとした。なお、監査基準では、継続企業の前提に関する重要な疑義について経営者が行う評価や対応及び経営計画等に係る合理的な期間は少なくとも決算日から 1 年間とされている点に関しては、中間会計期間末において当事業年度の下半期から翌事業年度の上半期までという経営計画を求めて検討することは実務上難しい面もあることを踏まえ、また、年度監査において改めて監査手続を実施することから、中間監査においては、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。

中間監査基準（抄）

平成 14 年 12 月 6 日
最終改正平成 17 年 10 月 28 日
企業会計審議会

第二 実施基準

- 8 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の判断及び経営計画等の変更について検討しなければならない。
- 9 監査人は、中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が新たに発生したと判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。

第三 報告基準

- 8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり意見の表明及び中間監査報告書の記載を行わなければならない。
- (1) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていると判断して有用な情報が表示されている旨の意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について中間監査報告書に追記しなければならない。
 - (2) 当該重要な疑義に関わる事項が中間財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付意見を表明するか、又は、中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
 - (3) 経営者が当該疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、中間監査に係る監査手続の範囲に制約があった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
 - (4) 継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした中間財務諸表は有用な情報を表示していない旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

四半期レビュー基準の設定に関する意見書（抄）

平成19年3月27日
企業会計審議会

二 主な内容と考え方

2 実施基準

(3) 継続企業の前提についての検討

継続企業の前提は四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、監査人は、四半期レビューにおいても、経営者等に対する質問等の四半期レビュー手続を通じて、継続企業の前提について検討することが求められる。監査人は、質問等の結果、開示の必要があると判断した場合には、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することになる。

まず、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していた場合には、当四半期会計期間末までの事象又は状況の変化の有無を質問等の四半期レビュー手続により確かめ、特段の変化がなければ、前事業年度の開示を踏まえた同様の開示が行われているかどうかを検討する。

また、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当該四半期会計期間末から一年間の継続企業の前提について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討することに留意する。

3 報告基準

(4) その他

四半期レビュー報告書においても、年度の財務諸表の監査に準じて、以下の事項を報告基準に明示した。

- ① 他の監査人の利用
- ② 将来の帰結が予測し得ない事象等
- ③ 継続企業の前提
- ④ 追記情報

三 実施時期等

- 3 「2 実施基準 (3) 継続企業の前提について」に関連して、「中間監査基準の改訂について（平成十四年十二月六日企業会計審議会）」の前文において、「中間監査においては、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。」とされているが、これについても、本四半期レビュー基準の実施に当たって、「中間監査においては、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当該中間会計期間の属する事業年度末までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討する。また、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当該中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当事業年度の下半期から翌事業年度の上半期までの期間における合理的な経営計画等の提示を求め検討することとする。」とすることに留意する必要がある。

四半期レビュー基準（抄）

〔平成19年3月27日
企業会計審議会〕

第二 実施基準

9 継続企業の前提

監査人は、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認めた場合には、経営者に開示の可否について質問しなければならない。

質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、それらの事象又は状況が四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

第三 報告基準

12 継続企業の前提

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、次のとおり結論の表

明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。

- (1) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。
- (2) 当該重要な疑義に関わる事項が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

平成 21 年 6 月 26 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 12 号

「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会では、平成 21 年 4 月に継続企業の前提に関する注記について財務諸表等規則等が改正されたことを踏まえ、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）について所要の改正を行うための審議を重ねてまいりました。

今般、平成 21 年 6 月 19 日の第 179 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正会計基準」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

改正会計基準につきましては、平成 21 年 5 月 26 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

改正会計基準の概要

以下の概要は、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について改正会計基準の内容を要約したものです。

■ 継続企業の前提に関する注記（改正会計基準第 19 項(14)及び第 25 項(12)）

四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、四半期財務諸表にその旨及びその内容等を注記しなければならない。

ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

■ 適用時期（改正会計基準第 28-7 項）

改正会計基準第 19 項(14)及び第 25 項(12)は、平成 21 年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間から適用する。

以 上

【参考】企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成21年3月27日)からの改正点

以下の比較表では、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(最終改正平成21年3月27日)からの改正部分に下線を付している。

改正後	改正前
企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」 平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 最終改正平成21年 6月26日 企業会計基準委員会	企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」 平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 最終改正平成21年 3月27日 企業会計基準委員会
会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開示 注記事項 19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (省 略) (14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 (以下 略)	会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開示 注記事項 19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (省 略) (14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等 (以下 略)

改正後	改正前
四半期個別財務諸表の作成基準 開示 注記事項 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(11) (省 略) (12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 (以下 略)	四半期個別財務諸表の作成基準 開示 注記事項 25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(11) (省 略) (12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等 (以下 略)
適用時期等 (平成 21 年 3 月改正会計基準) 28-5. 平成 21 年 3 月改正の本会計基準 (以下「平成 21 年 3 月改正会計基準」という。) (ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。) の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」 (以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。) と同様とする。 28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年 3 月改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (以下「棚卸資産会計基準」という。) の適用時期と同様とする。	適用時期等 (平成 21 年改正会計基準) 28-5. 平成 21 年改正の本会計基準 (以下「平成 21 年改正会計基準」という。) (ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。) の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」 (以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。) と同様とする。 28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (以下「棚卸資産会計基準」という。) の適用時期と同様とする。
(平成 21 年 6 月改正会計基準) 28-7. 平成 21 年 6 月改正の本会計基準 (以下「平成 21 年 6 月改正会計基準」という。) 第 19 項(14) 及び第 25 項(12) は、平成 21	(新 設)

改正後		改正前
年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間から適用する。		
議 決 29-3. 平成 21 年 3 月改正会計基準は、第 173 回企業会計基準委員会 に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席 した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)		議 決 29-3. 平成 21 年改正会計基準は、第 173 回企業会計基準委員会に出 席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した 委員は、以下のとおりである。 (以下 略)
29-4. 平成 21 年 6 月改正会計基準は、第 179 回企業会計基準委員会 に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。なお、出席 した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)		(新 設)

改正後	改正前
結論の背景 検討の経緯 30-3. 平成 21 年 3 月改正会計基準は、平成 20 年 9 月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成 20 年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。 30-4. 平成 21 年 6 月改正会計基準は、平成 21 年 4 月に改正された財務諸表等規則等により、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をとるものなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに注記が求められることとなったことを踏まえて、改正を行ったものである。</u>	結論の背景 検討の経緯 30-3. 平成 21 年改正会計基準は、平成 20 年 9 月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成 20 年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。 (新 設)
四半期財務諸表の作成基準 四半期特有の会計処理 (その他の四半期特有の会計処理) 49. 四半期財務諸表の性格として「実績主義」を貫徹した場合、売上原価や営業費用に関して繰延処理や繰上計上は認められないこととなるが、平成 19 年会計基準では、例外的に、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正を認めるかどうかについて検討を行った。 これらは、「中間財務諸表作成基準」の改訂時に「予測主義」から「実績主義」に基本的な考え方を変更する際に、相対的にみて恣意的な判断の介入の余地が大きい等の理由により削除された処理である。しかし、四半期財務諸表では、中間財務諸表よりも売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、売上原価に関連するこの 2 項目については例外的に四半期特有の会	四半期財務諸表の作成基準 四半期特有の会計処理 (その他の四半期特有の会計処理) 49. 四半期財務諸表の性格として「実績主義」を貫徹した場合、売上原価や営業費用に関して繰延処理や繰上計上は認められないこととなるが、平成 19 年会計基準では、例外的に、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正を認めるかどうかについて検討を行った。 これらは、「中間財務諸表作成基準」の改訂時に「予測主義」から「実績主義」に基本的な考え方を変更する際に、相対的にみて恣意的な判断の介入の余地が大きい等の理由により削除された処理である。しかし、四半期財務諸表では、中間財務諸表よりも売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、売上原価に関連するこの 2 項目については例外的に四半期特有の会

改正後	改正前
計処理を認めた方が経済的実態をより適切に表し、財務諸表利用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができるといふ見方がある。また、平成12年に改訂されたカナダ基準では、「実績主義」を採用しつつ、原価差異の繰延処理や後入先出法における売上原価修正を特例として定めている。 検討の結果、四半期決算では、年度決算や中間決算よりも短い会計期間の中で企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を適切に提供しなければならぬという点を踏まえ、平成19年会計基準では、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正について一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に四半期特有の会計処理として認めることとした。なお、後入先出法における売上原価修正については、平成20年9月に改正された棚卸資産会計基準において、選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことから、平成21年3月改正会計基準で削除されている。	計処理を認めた方が経済的実態をより適切に表し、財務諸表利用者に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができるといふ見方がある。また、平成12年に改訂されたカナダ基準では、「実績主義」を採用しつつ、原価差異の繰延処理や後入先出法における売上原価修正を特例として定めている。 検討の結果、四半期決算では、年度決算や中間決算よりも短い会計期間の中で企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する情報を適切に提供しなければならぬという点を踏まえ、平成19年会計基準では、原価差異の繰延処理と後入先出法における売上原価修正について一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件に四半期特有の会計処理として認めることとした。なお、後入先出法における売上原価修正については、平成20年9月に改正された棚卸資産会計基準において、選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことから、平成21年改正会計基準で削除されている。
開示 (継続企業の前提に関する重要な不確実性) 60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も考慮に入れて慎重に対処すべきであるという意見がある。その一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとともに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提とした開示が行われている。 検討の結果、平成19年会計基準では、財務諸表に対する二重責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記を求めることとした。	開示 (継続企業の前提への重要な疑義) 60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も考慮に入れて慎重に対処すべきであるという意見がある。その一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとともに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提とした開示が行われている。 検討の結果、本会計基準では、財務諸表に対する二重責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記を求めることとした(第19項(14)及び第25項(12)参照)。 しかしながら、開示対象となる四半期会計期間において新たに継続企業の前提に重要な疑義が生じた場合、四半期財務諸表を作成する日までに、当該疑義を解消又は大幅に改善するための経営計画などを策定することは実務上困難なことも考えられ

改正後	改正前
60-2. その後、平成21年4月に改正された財務諸表等規則等では、<u>国際的な取扱いとの整合性等の理由により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合に直ちに注記を求める取扱いが見直され、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき</u>に、経営者が、その評価の手順にしたがって、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応策、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨とその理由、及び当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かを注記することが求め	る。したがって、四半期財務諸表においては、<u>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等に関する注記を求めることとした。</u> <u>この場合における経営者の対応等には、当該重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かに関する記載を行うほか、重要な疑義を解消するための経営計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由を記載することが考えられる。なお、後者の場合においても、例えば、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することが必要であると考えられる。</u> <u>また、四半期会計期間の末日に存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が、四半期財務諸表を作成する日までの間に解消又は大幅に改善した場合、若しくは当該事象又は状況が変化した場合には、その旨及びその経緯も含めて記載することが必要であると考えられる。</u> (新 設)

改正後	改正前
られることとなった。 <u>このため、四半期財務諸表においても、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、その旨及びその内容等に関する注記を求めることとした（第19項(14)及び第25項(12)参照）。</u> 60-3. ここで、その内容等を記載するにあたっては、<u>直前の年度又は直前の四半期会計期間（以下「前会計期間」という。）の末日から当四半期会計期間末までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏まえる必要があると考えられる。一方、当四半期会計期間末において新たに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、四半期決算の特性も考慮してその内容等を記載する必要があると考えられる。</u> <u>なお、四半期会計期間の末日後、四半期財務諸表を作成する日までの間に当該重要な不確実性が認められなくなった場合には、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、当該注記を要しない旨を明らかにしている。</u>	(新 設)
<u>平成 21 年 6 月改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</u> (以下 略)	(新 設)

以 上

「継続企業の前提」に関連する実務指針の改正（公開草案）について

常務理事 森 公 高
常務理事 篠 原 真

企業会計審議会から、平成21年4月9日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、継続企業の前提に関する監査基準の改訂が行われたことを受け、日本公認会計士協会では、関連する実務指針の改正を行い、4月21日付けで公表しております。

今般、企業会計審議会において、監査基準の改訂に引き続き、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても継続企業の前提に関する同様の見直しが行われ、平成21年5月19日付けで「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について（公開草案）」が公表されております。また、5月18日付けで「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等が、5月26日付けで「企業会計基準公開草案第34号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」」が公表されております。

日本公認会計士協会では、これらの改訂を受けまして、関連する実務指針の見直しを検討してまいりましたが、このたび、一応の結論が得られましたので、次の実務指針の改正案について広く意見を求めることといたしました。

- ・ 監査基準委員会報告書第17号「中間監査」の一部改正について
- ・ 監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について
- ・ 同第75号「監査報告書作成に関する実務指針」の改正について
- ・ 同第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について

本改正につきましては、平成21年6月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び四半期会計期間に係る四半期レビューからの適用を予定しております。

本改正案についてご意見がございましたら、平成21年7月1日（水）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合があることを、予めご了承ください。

記

担当事務局：日本公認会計士協会 業務本部

企業会計・監査・保証グループ

電子メール：kigyokaikai@jicpa.or.jp

F A X：03-5226-3355

問 合 せ 先：03-3515-1128

以 上